

一般委託業務に 低入札価格調査制度を試行導入 (制度の概要)

富士市では、品質確保及びダンピング防止を図るため、令和5年4月1日以降に契約する建設関連以外の委託業務（以下「一般業務委託」）の一部の入札において、低入札価格調査制度を試行導入します。

【低入札価格調査制度とは】

低入札価格調査制度とは、著しく低い入札があった場合に、市がその価格により仕様内容に適合した履行がなされるか否かを調査・ヒアリングを行い、適正な履行がなされると判断したときに、その者を落札者とする制度です。

すでに、工事では導入しており、今回適用範囲を拡大するものです。

○適用要件

1 対象業務

予定価格が500万円以上の一般業務委託のうち市が指定した業務委託

2 適用日

令和5年4月1日以降に契約する案件

低入札価格調査の実施

低入札価格調査は、入札した者の額が、市が定める次の調査基準価格を下回った場合に調査を行います。

○調査基準価格（税抜き）

予定価格額（税抜き）に10分の8を乗じた額になります。（1円未満切り捨て）

失格

調査基準価格を下回った場合に、事情聴取による調査を行いますが、次の判断基準に基づき総合的に勘案し、履行不可能と判断された場合は失格となります。

- (1) 指定期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 事情聴取に応じない場合
- (3) 事情聴取に対し、提出した資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
- (4) 事情聴取に対し、不適正又は不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
- (5) 業務計画の内容が仕様に適合しない場合
- (6) 静岡県が定める最低賃金以上の人件費を計上していない場合
- (7) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (8) 下請負が認められた場合に、下請金額が不当に低額で設定された場合
- (9) 責任者が選定できない場合